

〇〇罾シェアリング会則

1. 総則

〇〇罾シェアリング（以下、『本会』と記す）は、本会が指定する期間とエリアで、罾シェアリング活動を行う団体である。

1.1. 会の目的（罾シェアリングとは）

現在、狩猟免許所持者のうち、わな猟の免許を取得する人口が年々増えている。しかし罾は、猟場の選定や罾をかける技術、見回り、止め刺し、獲物の運搬など、初心者が行うにはハードルが高く、特に都市部住みの罾ハンターへの負担は大きい。そのため、狩猟免許を取得したにもかかわらず、一度も出猟せずに免許を失効させてしまう“ペーパーハンター”と呼ばれる人たちが増えている。

そこで、猟具や諸経費、猟場情報、見回り・止め刺しにかかる手間などを、共有・分担して行うことで、わな猟をより行いやすくし、狩猟文化の継承や地域の獣害対策に貢献することが、本会の活動目的である。

なお、一般的な狩猟は、狩猟者免許（第一種、第二種、わな猟、網猟）を取得し、都道府県へ狩猟者登録を申請したうえで行うわけだが、本会は狩猟免許を取得していない者（または狩猟者登録を行っていない人）でも参加可能である。ただしこの場合、わなの設置といった狩猟免許の効力を必要とする業務は行わず、猟具の整備や、獲物の引き出し、解体などの、狩猟免許の効力を必要としない活動のみを行う。

1.2. 会の構成

本会は、運営を行う役員と、公募によって集められた会員で構成される。会員は、活動エリア内で狩猟者登録を行っている者を『狩猟者登録済み会員』、狩猟者登録を行っていない者を『狩猟者未登録会員』と呼び、さらに狩猟者登録会員の中で事業活動に専念する者を運営スタッフと呼ぶ。運営スタッフ、狩猟者登録会員、狩猟者未登録会員の権限を表 1 に示す。

1.3. 活動期間と活動範囲

本会は、該当年度の 11 月 15 日から次年度 2 月 15 日にかけて、〇〇県〇〇市〇〇町の〇〇地区において活動を行う。本会の活動拠点、および事務所は、××（解体施設や個人宅など）とする。

表 1. 会員の活動適用範囲

実施内容	運営スタッフ	狩猟者登録済み会員	狩猟者未登録会員
猟場の下見	○	○	○
わなの設置	○	○	×
見回り	○	○	○※
わなの再設置	○	○	○※
わなの解除	○	○	○※
わなの回収	○	○	○※
わなの整備	○	○	○
止め刺し	○	○※	×
運搬	○	○	○
解体	○	○	○
猟果の分配	○	○	○
限定公開 SNS の閲覧・投稿	○	○	○
限定公開 SNS の編集・削除	○	×	×

○…実施する権利がある ×…実施する権利がない ※…運営スタッフの同伴時に限る

1.4. 定期集会と臨時集会

罾シェアリング活動は、狩猟の知識・技能向上や情報共有、親睦を深めるための定期集会を、活動期間中 **10 回以上**開催する。定期集会の日にと内容については、該当年度の 10 月 1 日までに、本会の役員が活動計画書を作成する。また、会の満期から前後 7 日以内に総会を開き、会の収支報告等を行う。

会員のわなに獲物がかかったなどで人員を必要とする場合、運営スタッフは会員に対して臨時的罾シェアリング活動（「臨時集会」と呼称する）を呼びかけることができる。

1.5. 猟具等の扱い

本会の収入で購入、または会員から供出された猟具（わな）などの財産は、会の所有物として台帳を付け、共有資産として管理する。猟具は、希望する会員に対して貸し出され、要しなくなった場合は遅延なく返却する。

わなの見回りで、会員が仕掛けたわなが空ハジキをしていた場合は、他会員が再設置できる。ただしこの場合、わなに付けられた名札を本人の狩猟者登録情報へ書き換える。

わなを一時的に非可動化（解除）する場合も同様に、解除処理をした者の狩猟者登録情報に名札を書き換える。わなが破損しているなどの理由で回収する場合は、名札も同時に回収し、運営スタッフに返還する。

1.6. 止め刺し

本会においては、獲物の止め刺しは原則として運営スタッフが行う。狩猟者登録会員が止め刺しをおこなう場合においても、運営スタッフ、または経験豊富な外部講師の同伴のもと行い、現場の安全管理に務める。

1.7. 猟果の分配

猟果の権利は本会に帰属し、運営スタッフの管理のもと会員へ平等に分配する。肉以外の毛皮、骨、角、爪といった産物については、わなに名札を付けていた者を所有者とする。所有者が権利を放棄した場合は、本会がその権利を譲受け、希望する会員に譲り渡す。なお、希望する者が複数人いる場合は、くじ引きなどの方法によって権利者を決定する。

本会では、肉を第三者へ販売する行為を禁止する。これは食品衛生法に抵触するからである。また、当該年度を通じて得られた猟果に過少・過多があったとしても、会費の返金・追加請求は行わないものとする。これは、例えば当該年度で猟果がまったく無かったとしても、例外とはならない。

2. 役員

本会は、会長1名、副会長●名、事務局（会計●名、書記●名）、監査役●名以内を役員とする。役員は、当該年度の運営計画作成、活動計画作成、運営資金の調達や会費の集金、活動報告書の作成、本会の活動がスムーズに行われるための各諸機関への交渉、対外的な広報等を行う。

2.1 役員の仕事

役員は、下記仕事を専らの仕事とする。なお、事務局に欠員がある場合は事務局長が、事務局長欠員の場合は副会長、副会長に欠員がある場合は会長が仕事を代行する。また監査役は、最低1名を組織外部の者とし、この役員を外部監査と呼称する。役員は、選任された当年度から最長3年を任期とする。

会長：○○罨シェアリングの代表者として、会務を総理する

福会長：会長を補佐し、会長が不在の時は、その仕事を代行する

書記：会議の記録などの仕事を担当する。書記のうち1名を事務局長とする。

会計：出納帳作成など、収支に関する仕事をを行う。

監査役：出納帳と口座を確認し、適切に管理されているか監査する

2.2 役員総会の開催

会の満期（※1総則で決めた最終日）から7日以内に、役員総会を開催する。役員総会では、役員の選任を行う。

2.3 役員を選任

役員を希望する者は立候補し、他の役員の拍手多数で承認される。立候補者が複数名の場合は投票により選任され、同数票の場合は会長が決定する。

2.4 役員報酬

役員の最高年額報酬を次のように定める。なお、役員報酬の総額が、会の収入の 30% を上回る場合、(収入の 30%) ÷ (役員報酬総数) を役員報酬とする。なお、役員が運営スタッフを兼任した場合は、運営スタッフへの報酬は支払われないものとする。ただし、監査役以外の役員は、自身への役員報酬を“無し”とした場合、運営スタッフへの報酬を受け取れるものとする。

会長：30 万円 (役員報酬係数：30 ÷ 80)

副会長：15 万円 (役員報酬係数：15 ÷ 80 ÷ 副会長人数)

会計：15 万円 (役員報酬係数：15 ÷ 80 ÷ 会計人数)

書記：15 万円 (役員報酬係数：15 ÷ 80 ÷ 会計人数)

監査役：5 万円 (役員報酬係数：5 ÷ 80 ÷ 会計人数)

※ 外部監査役は 3 万円定額とし、別勘定科目に含める

2.5 役員名簿

当該年度の役員は、役員名簿に役職名、氏名、住所、連絡先、報酬の有無を記載する。

役職名	氏名	住所または居所	電話番号	報酬の有無
会長	×× ××	〇〇県△市・・・	××	有/無
・・・	・・・	・・・		有

2.6 役員辞任

役員は、心身の故障により職務の執行に耐えられないと認められる場合、またはその他解任に相当する事項が認められる場合に、辞任届を本会に提出することで辞任できる。なお、辞任届が受理された当該年度の役員報酬は支払われないものとする。

2.7 役員罷免

役員は、その職務にふさわしくないとされるもっともたる理由がある場合、本会員の 2/3 以上の賛成を受けて罷免される。役員が罷免されたら、会長は臨時役員会議を招集し、新しい役員を選任する。なお、罷免された役員は、当該年度の役員報酬は支払われないものとする。

3. 会員資格

会員は、18 歳以上で、本会の主旨に賛同し、心身ともに良好であり、公序良俗に反しないことを定める。会員の権利は、入会届を本会宛てに提出し、会費を前納することで得るものとする。

3.1 区分と会費

会員権は、本会員と Web 会員に分類される。それぞれの会費と活動の権限については次の通りとする。

【本会員】 会費 ¥ 60,000

本会の活動に参加する資格を有す。狩猟者登録済か、否かについての権限の違いは、表 1 に述べた通りである。会員が 18 歳未満であり、かつ、本会員の親族である場合は、会費を ¥ 0 に定める。

【Web 会員】 会費 ¥ 5,000

本会が運営する SNS 等を閲覧する権利を有する。なお、猟果の分配に関する権利は付与されない。

3.2. 入会方法

会員の入会申請は、当会で作成したホームページ上に掲載する。

3.3. 退会方法と除名

本会は、総会終了を経て解散する。会員の権利はこの時点で満了となり失効する。総会以前に退会を希望する会員は、特に手続き等はなく退会できる。また、本会の活動において、危険な行為やモラルに反する行為、また運営スタッフの再三にわたる嚴重注意に従わない会員は、本会員の 2/3 以上の賛成を受けて除名される。鳥獣保護管理法に抵触する行為の場合は、即時除名とする。退会、除名した会員の会費については返金しないものとする。

4. 運営スタッフ

本会員かつ狩猟者登録済み会員は、運営スタッフになる権利を得る。運営スタッフの権限は、表 1 に述べた通りである。

4.1. 運営スタッフの選任

運営スタッフの権限を希望する会員は、立候補をし、役員 2/3 以上の承認を得て選任される。運営スタッフは、顔写真、氏名、プロフィール等を、本会の HP に掲載する。なお、運営スタッフの選任は当該年度の 10 月 1 日までにを行う。以降、立候補があった場合は、臨時スタッフとして扱う。

4.2. 運営スタッフの報酬

運営スタッフは、遂行した業務内容により、最大で **30万円**の報酬を受け取る権利を有する。報酬が支払われる業務内容を次に定める。なお、スタッフ報酬の合計支出が、会の収入の **40%**を上回る場合は、 $(収入の40\%) \times (運営スタッフの報酬) \div (全運営スタッフの報酬)$ を各運営スタッフに分配する。スタッフの活動内容は活動記録報告書に記録し、総会開催日を締めとする

- 定例集会以外に行うわなの見回り…¥1,000/日
- 臨時集会の準備・運営…¥3,000/日
- 定期集会の準備・運営…¥5,000/日
- その他運営上、人件費を支払うべきとみなされた業務…上限¥5,000/日

4.3. 臨時スタッフ

本会では、技術的な指導を行う外部講師、または、わなの見回りなどを代行する者を臨時スタッフとし、本会に参加させる場合がある。臨時スタッフへの報酬は、運営スタッフ報酬と同じ業務内容とし、該当業務終了後に支払う。

4.4. 運営スタッフの辞任

運営スタッフは、心身の故障により職務の執行に耐えられないと認められる場合、またはその他解任に相当する事項が認められる場合に、辞任届を本会に提出することで辞任できる。なお、辞任届が受理された当該年度の分の報酬は支払われないものとする。

4.5. 運営スタッフの解任

運営スタッフは、その職務にふさわしくないとされるもっともたる理由がある場合、本会員の $\frac{2}{3}$ 以上の賛成を受けて解任される。

5. 会計

本会の収入（会費、助成金、寄付金、繰越金、雑収入）と、支出をまとめた収支予算書を、10月1日までに役員会議を開き作成する。支出科目は表2に示す。当該年度の決算書は、総会までに作成し、総会において会員に対して報告する。会計年度は当該前年度の総会日から、当該年度の総会日までとする。

5.1. 会計監査

領収書や口座残高は、監査役が精査する。なお、監査役は最低でも1名以上の外部監査が精査する。

表2. 本会の支出科目

勘定科目		摘要
管理費	通信費	HP のサーバー代、決済システムの手数料など
	会議費	会議室利用料、打ち合わせ飲食費等
	役員報酬	役員に対する報酬
	外部監査費	外部監査に対する報酬
活動費	運営スタッフ報酬	運営スタッフの人件費。交通費を含む
	臨時スタッフの報酬	臨時スタッフ、外部講師への礼金
	消耗品購入	食材、掃除用具、食器類、包装紙、炭など
	備品購入	猟具（わな）、工具類、ナイフ、コンテナなど
	活動拠点利用料	事務所等の賃貸料
	雑費	その他の支出
	償却費	前年度以前に購入した備品の償却費用
	引当金	活動により発生した損害（猟犬への損害など）

6. 附則

6.1. 情報公開

当会の情報は、ホームページを作成し、役員名簿と申込フォーム、入金フォーム、会則を、一般公開する。また、当該年度の活動報告や業務連絡等は、会員に限定公開された SNS（Facebook など）で配信する。

6.2. 会員の情報発信

会員（Web 会員を除く）は、限定公開された SNS 上で、自身の体験や猟果に関する情報を自由に配信してよいこととする。ただし、他人を誹謗中傷するようなモラルにかける内容は、運営スタッフの判断で編集・削除できるものとする。個人 SNS 等による一般公開された情報発信は禁止ではないが、十分に配慮するように努める。

6.3. 猟具のエリア外での使用禁止

本会で所有する猟具等の備品を、本会が指定するエリア、時期で使用することを禁止する。同時に、本会が指定するエリアで、本会が所有する猟具以外を使用することも禁止する。会員に貸し出した猟具が長期間にわたって使用されていない場合は、運営スタッフの判断で解除、または撤収する。

6.4. 会則に定めのない事項

この会則に定めのない事項については、会員が発議し、会長が臨時総会を招集して議決を得る。決議された会則は、限定公開 SNS 上で会員に公開する。

6.5. 会則の変更

この会則は役員総会において、2/3 以上の承認があれば変更できる。ただし、その変更が活動期間中である場合は、適用は当該年度の総会より後日となる。

6.5. 施行日

この会則は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。